



検察庁とは

検察官の行う事務を統括する官庁であり、刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行の指揮監督をすることで社会正義を実現するという大切な役割を担っています。

業務内容

検察庁には大きく分けて3つの部門があり、それぞれの部門に検察事務官が配置されています。国家公務員採用一般職試験に合格し、検察事務官として採用されると、次のいずれかの部門で勤務することになります。

◇捜査公判部門

捜査部門では、殺人などの刑事事件や交通事故などの交通事件において、起訴・不起訴の処分を行うために、検察官の取調べの中で調書を作成したり、検察官と共に犯罪の現場に行ったりします。

また、公判部門では、裁判で犯罪を立証するために、検察官と共に証拠書類の収集を行ったり、証人が裁判所で証言するための準備などを行います。

◇検務部門

事件の受理・処理
手続、懲役刑の執行
手続、罰金の徴収、
記録の保管などの事
務を行います。

◇事務局部門

勤務時間の管理や給与の支
給など、捜査公判部門などの
事務が円滑・適正に行われる
ための総務・会計などの事務
を行います。

勤務地・異動

道内には札幌に高等検察庁が置かれているほか、札幌・函館・旭川・釧路の4か所に地方検察庁が置かれています。

いずれかの地方検察庁に検察事務官として採用されると、数年ごとに採用された地方検察庁の各部門を跨いで異動したり、各地方検察庁の支部へ異動します。また、道内の他の地方検察庁や法務省（本省）、最高検察庁へ異動することもあります。

昇進制度

捜査公判部門では、主任捜査官・上席捜査官・統括捜査官・首席捜査官などへ、検務部門では、検務専門官・上席検務専門官・統括検務官・検務監理官へ、事務局部門では係長・課長・事務局長などへ昇進することができますが、各部門間の異動も行われます。

一定の受験資格を満たし、試験に合格すれば、副検事・検事になる道も開かれてきます。

若手職員からのメッセージ



私は、令和3年4月に採用され、2年目である現在は特別刑事部という部署で、検察官が行う捜査等をサポートする立会事務官として日々の業務にあたっています。

実際に起こっている事件に主体的に携わることができ、自分の作成した書類が証拠になったり、検察官と捜査をやり遂げた際は、とてもやりがいと誇りを感じます。

検察庁の業務は多岐にわたり、責任を感じる仕事も多いですが、上司や先輩が優しく丁寧に教えてくれるので、不安を抱えることもなく、楽しく仕事をすることができます。

少しでも検察庁に興味がある方は、今後行われる業務説明会等に参加してみてください！

採用区分

- ・国家公務員採用一般職試験 大卒程度（行政北海道）
- ・国家公務員採用一般職試験 高卒程度（事務北海道）

詳しくは、ホームページへ！

札幌高等検察庁



札幌高等検察庁 事務局人事課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

TEL 011-261-9221（直通）

ホームページURL https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/h_sapporo/page1000034.html